

# 鳥取縣公報

第百九十一號

昭和六年二月十七日

火曜日

## 訓令

◇鳥取縣訓令甲第二號

市町村長

宗教、國寶保存及史蹟名勝天然記念物保存ニ關スル報告規程左ノ通定ム

昭和六年二月十七日

鳥取縣知事 神田純一

宗教、國寶保存及史蹟名勝天然記念物保存ニ關スル報告規程

第一條 市町村ノ條例規程中宗教、國寶保存又ハ史蹟名勝天然記念物(指定又ハ假指定セラレサルモノヲ含ム)保存ニ關スル事項アルモノハ其ノ都度之ヲ報告スヘシ

01045

第二條 管内ニ於テ左記各號ニ該當スル事項アリタルトキハ其ノ都度之ヲ報告スヘシ但シ第四號ニ付テハ別記様式ニ依ルヘシ

- 一、國寶ノ燒失、盜難、紛失、毀損ノ虞又ハ其ノ事實アリタルトキ
  - 二、指定セラレタル史蹟名勝天然記念物ノ保存上支障ヲ來ス虞アリタルトキ又ハ現狀、所在地名、地籍、所有者、管理者若ハ占有者ノ住所氏名ニ變更アリタルトキ
  - 三、口碑流傳ノ地所又ハ古墳舊蹟ト認メラルルモノヲ發見シタル者アルトキ
  - 四、史蹟名勝天然記念物ノ指定(假指定ヲ含ム)又ハ之ヲ解除スヘキ必要アリト認メタルトキ
- 第三條 市町村長ハ毎年一月末日迄ニ左記事項ヲ別記様式ニ依リ報告スヘシ
- 一、寺院佛堂ノ寶物古文書ノ異動
  - 二、神佛道以外ノ宗教宣布者數及信徒數(年末現在)

第二條 第四號様式

史蹟名勝天然記念物指定又ハ解除ノ必要アルモノニ關スル報告 何市町村

01046

種別	名稱	所在地	指定又ハ解除ノ必要事由

備考

第三條 第一號様式

寺院佛堂ノ寶物古文書動異報告 (何年分) 何市町村

寺院佛堂名稱	所在地	寶物古文書ノ名稱	品質數量	作者	異動ノ種別	事由



縣社 松上神社 祈年祭 二月二十一日 新嘗祭 十一月二十七日

告示

鳥取縣告示第四十七號

昭和三年六月一日付受土第九一四號ヲ以テ免許セル左記公有水面埋立ノ件公有水面埋立法第三十四條ニ依リ其ノ効力ヲ失フ

昭和六年二月十七日

鳥取縣知事 神田純一

免許ヲ受ケタル者

西伯郡大篠津村 農安田國松  
同郡同村 同安田仙太郎

場 所 同郡同村 同安田梅義  
同郡同村 同安田甚作  
西伯郡大篠津村大字石河原灘四、四一四番 四、四一五番 四、四九五番  
同郡崎津村大字葭津八六二番 八六三番地先海面

一、面積 一町一反三畝八步  
一、目的 田

鳥取縣告示第四十八號

當管内ニ於ケル健康保險醫中左記ノ通異動アリタリ

昭和六年二月十七日

鳥取縣知事 神田純一

診療所々在地	氏名	異動事由

01051

米子市中町一二三

脇田信一

渡歐ノ爲醫業休止

◇鳥取縣告示第四十九號

左記被保險者證ハ何レモ無効トス

昭和六年二月十七日

鳥取縣知事 神田純一

記號	番號	資格喪失年月日	勤務先工場又ハ事業場名	工場又ハ事業場所在地	年月日付	被保險者氏名	摘要
にほ	一、六六五	昭和五年八月一日	日本製糸株式會社 米子工場	米子市角盤町四丁目	昭和二年十一月二十五日	石橋坂惠	
こへ	九	昭和五年九月二日	鳥取瓦斯株式會社	鳥取市三軒屋	昭和五年二月二十七日	岡野徳夫	
い	五五六	昭和五年十一月十二日	日本鑛業株式會社 岩美鑛山	岩美郡小田村大字荒金	昭和四年八月二十二日	宮本利太郎	

01052

彙報

市町村吏員異動

昭和六年一月三十日 退職	東伯郡八橋町長	中井光藏
同 六年二月一日 就職	東伯郡宇野村長	藏本彦藏
同 六年二月六日 再任	日野郡阿昆緑村助役	木村喜一郎

正誤

二月十日發行縣公報第百八十九號中縣告示第四十五號左書師範學校の部左記の誤植

にに	五三九	昭和五年十二月十日	日本製糸株式會社 湖山工場	氣高郡湖山村	大正十五年十二月十五日	岡島いせ子
----	-----	-----------	---------------	--------	-------------	-------

師範學校		正		誤	
		願書受付期限 二月二十五日限	考查及試験期日 二月十五日ヨリ		

昭和六年二月十七日印刷  
昭和六年二月十七日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町  
印刷者 鳥取縣高部大正村大字吉澤  
鳥取刑務支所